

【住宅再建等支援制度まとめ】

	事業名	補助額等の概要	要件等	申請/補助期間
国	生活再建支援金 (加算支援金)	・200万円 (※単身世帯:150万円)	・被災世帯が居住する住宅を建設または購入。金額は定額支給。	R3.4.10まで (地域福祉課)
岩手県	住宅再建補助金	・被災世帯が居住する住宅を建設または購入(複数世帯:上限100万円 単身世帯:上限75万円)	・加算支援金(建設・購入に限る)を受給しており、市内で新しく住宅を建設・購入する被災者。	～R2年度 (生活支援室)
	災害復興住宅新築等補助金 (バリアフリー)	・75㎡未満:40万円、75～120㎡未満:60万円、 120㎡～:90万円	・住宅性能評価基準の高齢者等配慮対策等級3以上の基準を満たす住宅。	
	災害復興住宅新築等補助金 (県産材)	・10～20㎡未満:20万円、20～30㎡未満:30万円、 30㎡以上:40万円	・使用量に応じて定額支給。	
	住宅再建利子補給補助金	【補修のための住宅ローン】 ・当初5年間、半年ごとに利子額(借入上限640万円、利息上限1%)を支給。 【被災した住宅のローン(二重ローン)】 ・5年間の利子額(新規借入額が上限)を一括支給。	【補修のための住宅ローン】 ・罹災証明の交付を受けた方で、自宅を補修するために震災後金融機関から借入れた方。 【被災した住宅のローン(二重ローン)】 ・震災前のローンが残っている方で、自宅を補修するために震災後金融機関から借入れた方。	
	被災宅地復旧工事補助金	被災宅地の安全性を回復するための復旧工事(工事費が20万円以上のものに限る) ・対象経費の2分の1 上限200万円	・法面の保護工事 ・排水施設(側溝)の設置工事 ・地盤の補強及び整地工事 ・擁壁の設置及び補強工事(旧擁壁の除去含む)等	
釜石市	市単独補助金 (住宅再建補助)	・被災世帯が居住する住宅を建設または購入(複数世帯:上限130万円 単身世帯:上限97.5万円)	・加算支援金(建設・購入に限る)を受給しており、市内で新しく住宅を建設・購入する被災者。	～R2年度 (生活支援室)
	市単独補助金 (嵩上げ補助)	・上限50万円(工事費の1/2)	・被災者生活再建支援金の基礎支援金と加算支援金(建設・購入に限る)を受給しており、災害危険区域(第2種)等で住宅再建をする際の、盛り土や基礎のかさ上げの工事を行う被災者。	
	市単独補助金 (利子補給補助)	・建物分のみ対象。上限250万円(利率上限、償還期限上限なし)で一括払い	・基礎支援金および加算支援金を受給しており、市内で新しく住宅を建設・購入することを目的に融資機関から借入をした被災者。	
	市単独補助金 (引越補助)	・一律5万円	・被災者生活再建支援金の加算支援金(賃借を含む)を受給している方、または公営住宅に入居する方。	
	市単独補助金 (水道工事補助)	・上限100万円(工事費の10/10)	・被災者が市内の上水道未整備地区で住宅を新築・購入する際に、新設する井戸工事や敷地の第1止水栓までの給水管布設工事にかかる経費。	
	浄化槽整備事業補助金	・上限102.9万円(工事費の7/10)	・被災者が新たに浄化槽の設置工事に係る費用の概ね7割に相当する額を補助(人槽数毎に上限額あり)。	～R2.1.31まで (下水道課)
	被災者住宅再建支援釜石市 産木材活用住宅推進事業補助金	・10～20㎡未満:70万円、20～30㎡未満:105万円、 30㎡以上:140万円 ※県産材含む	・被災者が住宅を購入または新築する場合、釜石市産木材を利用した使用量に応じて補助し、県産材利用分についても追加補助するもの。	～R2年度 (農林課)
	住宅用新エネルギー等導入 支援事業費補助金	①太陽光発電 3～4kW未満 3万円、4～5kW未満 4万円、5kW以上 5万円 ②家庭用蓄電池 上限5万円 ③ペレットストーブ 上限3万円 ※②③は設置経費の1/10	・被災者が①太陽光発電、②家庭用蓄電池、③ペレットストーブ、などの設備を設置する場合に要する経費に対し補助金を交付する。	～R元年度(R2年度 まで延長予定:環境課)